

令和3年
12月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



元気なポインセチア

令和3年12月の税務と提出期限

- ① 12月10日・・・令和3年11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 翌年1月4日・・・令和3年10月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナ禍により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、「申請書」を提出し期限の延長が認められます。

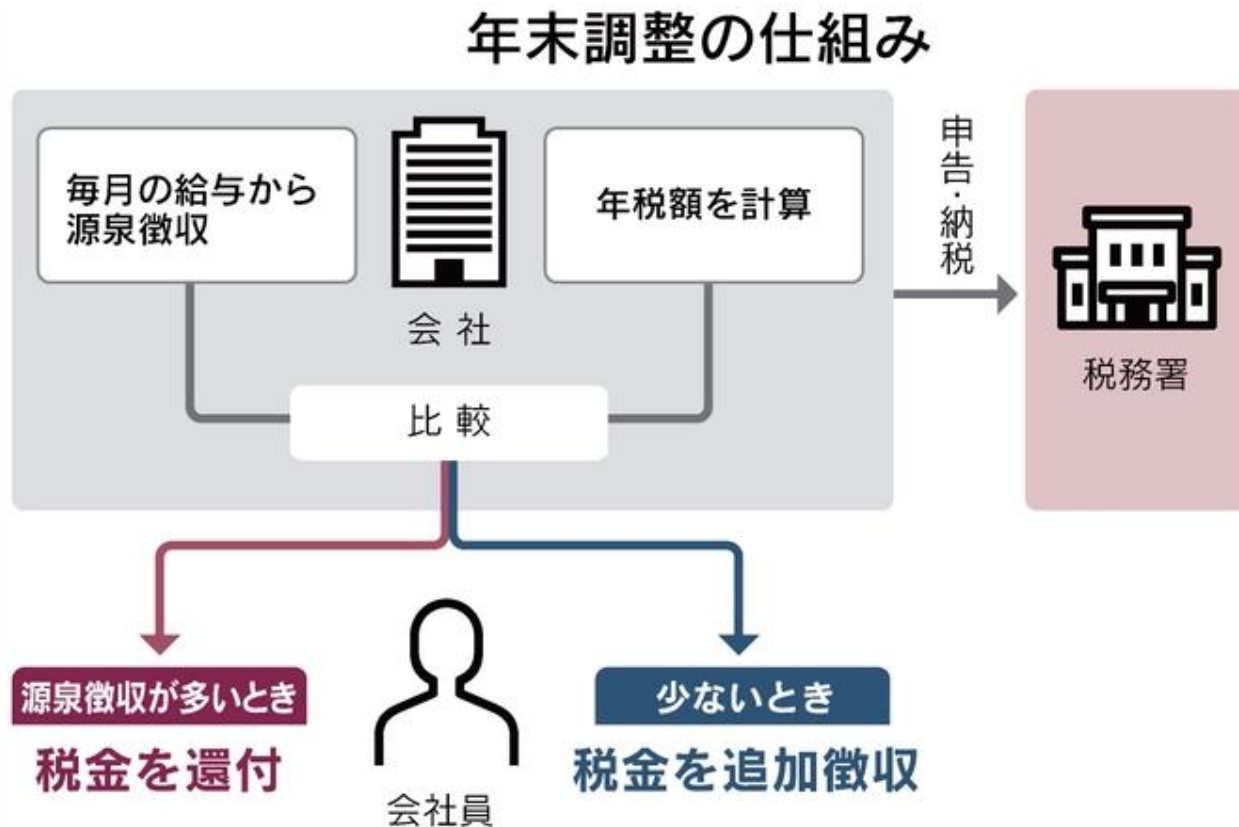
今月の気になった記事

- ① **18歳以下の子どもに10万円給付**・・・国は、新型コロナウイルスの影響を受けた人たちへの支援策を、親の年収960万円以下で、18歳以下を対象に、現金5万円と、子育て関連支出など使い道を限定したクーポン5間年の給付を合意した。
- ② **マイナポイント、最大2万円分を段階的に付与**・・・自民・公明両党は、マイナンバーカード保有者へのマイナポイントの付与について、1)健康保険証として使うための手続きをした人に7500円分 2)預貯金口座との紐付けをした人に7500円分 3)新たにカードを取得した人に5000円分を支給する方向で調整に入った。
- ③ **税務調査、相続税に包囲網**・・・個人の税申告が適正かどうかを調べる税務署の調査が例年9月頃から年末にかけて本格化する。税務調査で指摘されやすいのが、「生前に受け取った財産の申告漏れ」毎年110万円を贈与されていた相続人は、亡くなった年の3年分は相続財産に加算するのを忘れて人が多いとの事。

会社員の確定申告。年末調整の仕組みを知る！

昨年から始まった年末調整の電子化の流れは止まらない。「デジタル改革」に取り組む中小企業は、事務負担の軽減より、対応すべき事務手続きを従業員に周知することから年末調整事務の対応を考える。

1. 年末調整の仕組み



2. 年末調整の対象は

- 1) 1年を通じて勤務している
- 2) 年の途中で入社し年末まで勤務している
- 3) 12月の給与を受け取って退職した、死亡退職者
- 4) 対象にならないのは、年収2000万円以上、副業があり「扶養控除等（異動）申告書」を提出しない

3. 個人の所得税は、年末（12月31日）に決まる！12月に渡される「源泉徴収票」が確定額。

毎月、源泉徴収される所得税は、給与が同じで、扶養家族も変更しないと想定した仮の金額。しかし、実際は1年間で、結婚したり扶養家族が増えたりで変動があることも多い、また、生命保険・損害保険も加入していない人もいる。これを確認ごとに、正しい税額に調整する作業を年末調整という。これらの提出物を保険会社からスマホに送られたものを、会社経理に提出するようになったりと電子化が進んでいる。

4. 税（所得税・住民税）の仕組み

納税手続きを会社が代行する年末調整は、会社員にとって楽な制度です。他の国にも似たような制度はあるようですが、基本は、本人が税務署へ申告するようです。それを、会社が代行しているのですが、毎年変わる税制や個人情報やシステムの電子化で煩雑になって会社の事務負担が重くなってきています。また、所得税と同様に住民税の申告・納税も会社が負担しています。

贈与税トピック！ 暦年課税の最終年か！ みなし贈与について

1. 贈与の基本・・・財産をあげます（贈与者）と財産をもらいます（受贈者）の双方の合意で成立する契約の一種
2. 贈与の例外・・・双方の合意が成立しないまま財産の移転が行われていて課税されるケース。
(例) ①生命保険の満期保険金→保険料負担者（夫）で満期保険金の受取が妻の場合に、夫から妻への贈与税が課税される。
②所有する財産を著しい価額で親族等に譲渡する場合→所有する不動産や株式を子どもに「著しい低価額」で譲渡する場合、に時価との差額が課税される
③負担付贈与の場合→借入金の返済時に資産の贈与を受ける場合にその資産の時価との差額が課税される
3. 2021年の税制改正大綱・・・暦年課税をはじめとした贈与税の仕組みを抜本的に見直す方針

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

【子どもに聞かれて困る金融商品シリーズ ② 暗号資産（仮想通貨）】次回は信託

- 1) 暗号資産（仮想通貨）とは・・・仮想通貨は、インターネットを通じて不特定多数の間で商品等の対価として使用できるもので、ビットコインをはじめとして様々な種類が存在している
- 2) 電子マネーとの違い・・・暗号資産は、貨幣や硬貨が存在しない電子的なものであることから、電子マネーと混同しがちですが、異なる性格のものです。電子マネーは、電子化された決済手段です。基本的には、円やドル等の法定通貨を対価として支払うことが利用できるもので、必ず発行主体が存在し発行主体が価値の裏付けをしています。また、電子マネーは原則として換金することができず、不特定の者との取引に利用できません。
- 3) 暗号資産の特徴・・・必ずしも発行主体や管理者が存在しないこと、価値が増減すること、法定通貨と相互交換でき、インターネット上で不特定の者の取引に利用できる

	電子マネー	暗号資産（仮想通貨）
種類	交通系（Suica, PASDUMO） 小売系（nanaco, WAON） QRコード決済（paypay）	ビットコイン イーサリアム リップル
管理主体	企業（交通系は鉄道会社）	なし
価値の変動	一定（基本的に円に固定）	大きく変動する
個人間の送金	不可	可（インターネット上）